

小農經濟における保險需要の分析

——わが農作物保險を中心として——

山 内 豊 二

一 問 題

一八九〇年（明治二十三年）マイエッタ（Paul Mayer）が日本農民の地位改良策（Vorschläge zur Besserung der Lage des Japanischer Landmanns）として『農業保險論』^{（註一）}（Landwirtschaftliche Versicherung in organischer Verbindung mit Sparanstalten, Bodencredit und Schuldensablösung 1888）を著述し農業保險の樹立こそ農村振興策の歸結なりと當時の政府に獻策して以來五〇年を経、一九三九年（昭和十四年）わが國農業保險制度は樹立せられた。其の後昭和一八年戰時農業政策の一環として擴充強化せられ、戰時農業の計畫生産を保持せんとした。又戦後の農地改革に伴う自作農創設と共に農民保護の重要な施策として農業保險制度は更に擴充強化せられ、一九四九年（昭和二十三年）その名を農業災害補償法と改められた。

この間農業保險事業運営上常に問題となつてゐるのは政府特別會計、及び農業保險團體の農作物保險事業の收支における赤字の累増である。毎年増大する赤字は政府支出金と融資によつて補填されて來てゐるが、その收支バランス

保 險 事 業 成 績

(單位：千圓)

別 會 計				制 度 全 體			
支 出	過 不 足	収支割合	収 入	支 出	過 不 足	収支割合	
3,164 -	3,026	2,289	397	4,707 -	4,310	1,185	
4,451 -	3,942	874	1,584	7,357 -	5,772	464	
3,869 -	3,108	509	2,434	7,044 -	4,610	289	
2,273 -	198	110	5,053	5,987 -	934	118	
9,454 +	2,302	80	31,161	30,814 +	346	99	
35,244 -	23,634	304	30,819	76,676 -	45,857	249	
42,807 -	31,475	378	30,092	84,337 -	54,244	280	
1,688 +	9,449	15	29,567	15,684 +	13,883	53	
1,097,059 -	482,893	179	1,256,031	1,849,096 -	593,064	147	
1,004,449 -	198,635	125	1,641,265	2,022,511 -	381,246	123	
2,679,364 -	648,248	132	4,130,979	5,338,343 -	1,207,363	129	
3,335,140 -	1,086,012	148	4,634,652	6,265,869 -	1,631,216	135	

小農經濟における保險需要の分析

すもので、 $\frac{\text{支出}}{\text{収入}} \times 100$ によつて算出したものである。この場合収支均衡を

100 以下の時は 収入超過となつてゐる。

以降は現在の農業災害補償法の成績である。

は好轉されそうにない。寧ろ惡化の傾向にある。第一表はこれを物語つてゐる。

この問題に對して一九五一年米國農務省連邦作物保險公社企畫部長ロウ氏 (William H. Rowe, Chief of the Program Development Division, Federal Crop Insurance Corporation, U.S.D.A.) の G・H・Q 天然資源局に對する報告書によつて保險計算の方法、共濟事業の仕組と運営方法、事業の運営組織の諸點より農作物保險事業の檢討が行われ、わが國農作物保險事業の能率を高め政府及び農家の經費負擔を輕減するため、極めて有益な勸告がなされその方向へ保險經營は合理化されつゝある。(註²)。そしてこの問題は政策的觀點を離れて、農作物保險に對するわが國小農經濟の需要構造をその非資本主義的所得構造並びに農業災害の發生態様より分析し、その本質を理性的に認識した上で更に合理的解決の方法を見出しうると確信する。そこで本稿の目的は、わが國農作物保險の成立過程を分析し、農作物保險に對する保險需要發生の歴史的起點と需要の主體

第1表 水稻に關する

	連 合 會					特	
	收 入	支 出	過 不 足	收 支 割 合	收 入		
昭和 14 年	139	130	+	9	93	138	
15	599	698	—	98	116	509	
16	943	1,061	—	118	113	760	
17	1,462	1,918	—	455	131	2,074	
18	10,056	12,115	—	2,059	120	11,756	
19	9,963	18,428	—	8,465	185	11,609	
20	9,733	16,229	—	6,495	167	11,331	
21	9,559	9,290	+	269	97	11,137	
22	516,261	567,125	—	50,864	110	614,165	
23	671,294	815,811	—	144,516	112	805,844	
24	1,686,765	2,125,145	—	438,379	126	2,031,116	
25	1,922,059	2,304,142	—	382,082	120	2,249,127	

- (註) 1. 收支割合とは収入（保険料）と支出（支拂保険金）との比率を示
得た時は100であり、100以上の場合は支出超過を示し、反対に
2. 昭和14年より同21年迄は農業保險法時代の成績であり、昭和22年

を明らかにし、わが農作物保險の社會經濟的性質を理解した後、小農經濟の保險需要の實態を明白にすることにあり。ただしこの問題は農業保險の基本問題であり、實證的分析を必要とする面が多く、本稿は必ずしも充分でなく更に今後の研究を必要としている。ただ農業保險の現下農政の上に占める位置は極めて大きいのであるが、その理論的研究は皆無に近い状態である。本稿はかかる意味において敢て問題提起を試みたものである。

次に問題への接近の方法として、先ず保險需要成立の條件を考えよう。

註1 詳しくは拙稿「バウル・マイエットの『農業保險論』並に

『日本農民の疲弊及び其の救済策』（本誌臨時増刊號 昭和二年九月刊）を参照されたい。

註2 ウィリヤム・エイチ・ロウ述『日本の農作物保險』（天然資源局豫備報告書第五八號、農林省農業保險課譯）

二 問題への接近——保險需要の成立條件

「危険なくして保險なし」という言葉は、危険の存在が保險の成立に對する基礎的前提條件であることを示しているが、單に危険の存在即保險欲望の存在ということとはできない。危険は人間の存在するかぎり、如何なる時代に於ても存在していた。しかし資本主義以前の社會では個人の獨立はなく、例えば封建社會では危険は領主への絶對的信頼の中に隠れ、個人の經濟的意識の中に上らなかつたといつてよい。危険の存在が個人に保險欲望を形成せしめるのは資本主義社會の成立を必要とする。すなわち資本主義社會にあつては個人は獨立し自由を確保するが、その經濟生活は自らの責任に於て維持されねばならないからである。従つて資本主義社會における危険はそのまま個人の經濟生活を不安定に導くことになり、これに對し保險欲望を成立せしめるのである。この保險欲望が資本主義社會に社會經濟制度としての保險を樹立せしめる契機となる。この場合、保險の對象となる危険は、その發生が個別的には豫測しえない不可知的領域に屬し、且つ不可抗的なものであるが、試行回數を大にすれば大數法則によつて客觀的豫想函數の確立が可能なものと考えられる。

そこで保險制度はこの豫想函數に依據して、同一種類の危険のもとにある多數の經濟主體が各個人の危険を時間的に分散する目的を以て、自己の選択意志によつて結合した社會經濟制度であるというる。しばしば「一人は萬人のために、萬人は一人のために」(Einem für Alle, Aller für Einen)という言葉が保險の相互性を示す意味で引用される。この場合その相互性は相互充足を意味するが、それは單なる相互扶助から出發するものでなく、あくまで資本主義經濟組織下で經濟生活の安定を欲する個人主義的動機にもとづくものである。従つて、保險團體(Versiche-

ругsgemeinschaft) もテンニースの意味における利益社會 (Gesellschaft) といふことができる^(註³)。要するに、保險需要成立の第一義的前提としては、危險の存在と共に、個人主義的動機に基く保險欲望の存在を必要とする。

しかし、云うまでもなく保險欲望の存在がただちに保險需要なりと云うことはできない。「保險とは一定の事變の生起を條件として實現する可能的債權の賣買で、加入者は一定の保險料という價格を支拂い債權の金額たる保險金を何人かの手によつて受取るのである。」^(註⁴)従つて保險を獲得するに必要な貨幣量即ち購買力を伴うことによつて、保險需要は成立するのであるから、問題は各經濟主體がかかる保險料支拂能力がありやなしやにかかつてゐる。つまりこのことは保險需要が保險料 (價格) の函數であることを意味してゐるのであつて、保險料 (價格) に對する保險需要^(註⁵)の彈力性を考察することによつて更に具體化されうる。すなわち保險需要の彈力性の大小は保險の必須の程度を示すもので、これは保險によつて異つてゐる。佐波教授は保險需要の彈力性を企業保險と家計保險に例をとつて考察され、企業保險、例えば海上保險にあつては、保險はその特異の性格と機能によつて完全に代替しうるものは容易に見出し難く、保險の彈力性は小さく、保險料率が相當の幅をもつて引き上げられても需要はさまで減退しないが、他方家計保險にあつては、生命保險のごとくその本來的效用が少く、特に危險が徐々なる生理的經過をとり、且つ齎らす經濟的不利益が貨幣額で評價し難いような場合には代替性が大で、保險需要の彈力性は大となると述べられている。このように保險購買力の存在を必要とするが、又これを規定する條件として、保險需要の彈力性があげられるのである。

次に保險技術上の問題であるが、保險需要に關係するものとして保險料等級化の問題がある。^(註⁶)これは個々の物件の危險に應じて保險料率を定めることを云うが、このことはいわゆる給付・反對給付均等の原則として實現し、保險技

術上の公正の原則を成立せしめる。もしこのことがなければ、危險の混合が行われ、危險の一部が危險に相當する以上の價格で提供され、他の部分が危險に相當する以下の價格で売られるという不合理が生じる。従つて保險需要者は個人主義原則に従つて保險料等級化の要求をもつ。特に企業保險の場合には危險の大なる投資ほど通常より大なる利潤が前提されるので、資本家はより危險に相當した保險料率に甘んじてその危險を保險されることを望む。このように保險の成立には保險料等級化の存在を必要とする。

以上要するに、保險需要成立の條件として、(1)危險の存在、(2)個人的動機による保險欲望の存在、(3)保險欲望を需要たらしむる保險購買力の存在、(4)保險料等級化の貫徹の四つが挙げられるのである。しからば此等の諸條件がどこまで農作物保險において成立するや否やについて、次に考察されねばならないが、それにさきだちわが國農作物保險の成立過程を分析し、その社會經濟的性格を見よう。

註3

保險の社會學的概念については、佐渡宜平著『保險學講案』四〇〜四二頁。近藤文二著『保險經濟學』第二卷。

註4

高田保馬著『經濟學原理』二五六頁參照。

註5

保險需要の弾力性については、佐波著前掲書、七一〜八四頁に詳しい。

註6

近藤文二著『保險論』（新經濟學全集書20）一三〇〜一三九頁參照。

三 農作物保險に對する需要構造

(1) 保險需要の起點と主體

ヨーロッパにおいては自然災害中電害を第一位としており、それが屢々農作物に大被害を與えている。この點、モンスーン地帯にあるわが國で水をめぐる自然災害が第一位を示すのに對して對蹠的である。電害は全く不可抗的且つ

(註7)

偶然的な自然災害で、ヨーロッパの農民の恐怖的である。電害に對し一六世紀には教會の鐘を鳴らして降電を避けんとし、一九世紀には避雷針(註8)或いは避雷砲(註9)によつて降電を回避せんとしたが、その解決を見なかつた。結局、電害保險が最も有效な對策となつてゐる。

この電害保險は獨逸のブラウンシュヴィヒ (Braunschweig) によつて、一七九一年にはじめられたのが嚆矢である。其後電害保險はヨーロッパ諸國に發展し、家畜保險とともに農業保險の代表となつてゐる。ドイツの電害保險は、一八世紀後半に始まる資本主義經濟體制の展開とともに次第に發展し、株式會社、相互保險組合、或いは州立保險所の形態により全國的に普及した。(註9)特に一九世紀前半における經濟自由主義に基く諸改革が、古い領域經濟を破壊し經濟圏を擴大して近代國民經濟を形成せしめるとともに、その間シュタイン (K. E. Stein)、ハルデルベルグ (F. V. Harderberg) の農民解放及び土地整理により、農民の個人的自由と經濟的獨立が獲得され、農業生産もまた市場生産に移行するにつれて、農民の所得を脅かし經濟生活の不安定の原因となる電害に對する電害保險への需要が獨立した農業經營上の必要から發生した。さらに一九世紀の産業資本確立に前後して電害保險制度は飛躍的な擴大をみたのである。このようにドイツ資本主義の發展とともに電害保險に對する農業經營主體の保險需要は比例的に増大した。(註10)

このドイツ電害保險の發展に較べ、自然災害の激烈なことヨーロッパの比でないわが國においては、農作物保險はわが國資本主義經濟の發展に伴行して成立する場を見出すことが出來ず、漸く一九三九年に至つてその成立を見た。このように農作物保險の成立が遅延した理由は、わが國の自然災害が保險技術的に見て電害より遙に複雑なことにもよるが、根本的にはわが國農業生産を規定する社會經濟的要因に求められねばならない。しかればそれは何か。

わが國における農作物保險の必要は、既に述べたように明治前期マイエツト或いはエッゲルト等の獨逸人政府農業顧問が、母國の電害保險に例をとつて紹介力説し、又その樹立の緊急性を時の政府に勧告した。他方この事情を反映してか、明治二三年制定の舊商法の中にも農業保險事業に關する規定「土地の產物の保險」をもつに至り、明治二十七年第一回全國農事大會では右法律案に基く農業保險會社設立の促進決議がなされるにいたつた。しかるに社會經濟制度として農業保險制度樹立の必要が世論として認識され始めたのは、ようやく第一次大戰以後のことである。これに反し他の企業保險、家計保險は、わが資本主義の發展と共にすでに確立し發展してしたのであつて、農業保險のみ樹立が遅れたのである。この原因は、明治維新以後成立した高率物納小作制度を中軸としたいわゆる地主的土地所有制に求められねばならない。すなわちわが國の高率な物納小作制度では小作農は漸く最低生活を維持するのが精一杯であつて、到底自然的危險を自ら全面的に負擔する餘力はなく、凶作不作に際しては通常は地主と小作人との交渉による小作料減免の形で危險の分擔が行われたのであつた。つまり小作料減免が物納契約小作制度に内包しており、災害時における保險的機能を果していたのである。^(註11)このことはしばしば地主の温情によるように考えられやすいが、本質的には寧ろ、「小作人より普通年々地主へ支拂れる小作料の中に減免の元本及それに對する高利——貧農の貧窮時における融通である關係上當然高利——が地代額に加算せられていた」とみるべきであり、したがつて、小作料減免の機能が本來内在していたと考えるのが妥當であらう。このような減免を伴う物納地代の存在こそは、農村社會における零細な小作農を地主に對し隸屬的地位におき、經濟的な獨立農たらしめず、永く自然經濟の領域に止まらしめるとともに、彼等には個人主義的意識を基盤とする農作物保險のごとき近代の制度を必要とせしめなかつた原因である。いわば小作農には個人主義的生活原理の確立はなく、非近代的形式である小作減免制の中に農業保險制度は埋没され

第2表 小作料減免慣行の一例（大阪府の場合）

反當收穫高 (石/畝)	小作料減免歩合 ($\frac{\text{小作料}}{\text{平年小作料}} \times 100$)	小作人取得分 (石)
2.0 (平年作)	1.0	1.0
1.8 (9分作)	$1.0 \times 0.95 = 0.95$	0.85
1.6 (8分作)	$1.0 \times 0.9 = 0.9$	0.7
1.4 (7分作)	$1.0 \times 0.8 = 0.8$	0.6
1.2 (6分作)	$1.0 \times 0.6 = 0.6$	0.6
1.0 (5分作)	$1.0 \times 0.4 = 0.4$	0.6
0.8 (4分作)	$1.0 \times 0.2 = 0.2$	0.6
0.6 (3分作)	$1.0 \times \text{全免} = 0$	0.6
0.4 (2分作)	0	0.4
0.2 (1分作)	0	0.2

(註) 農林省總務局『小作事情調査』昭和13年3月刊より作成。

ていたともいえる。しかもこの減免制度は、次例に示すように小作人に相當の危險負擔を強制しており、眞の意味の保險機能はもつていないのである。

上の第二表は、大阪府における減免歩合を平年作二石の反當收穫量、契約小作料一石とした場合に適用して筆者が計算した一例であるが、これによれば平年收穫高の四割減収に到るまでは、小作料は減免されるとはいえ、小作人取得分より小作料の方が多く、従つて危險負擔のウェイトは地主より小作人の方に重くなつてゐる。四割減で漸く平等な危險負擔となり、それ以上の減収となると地主の危險負擔のウェイトが増大し、小作人取得分六斗は維持される。七割減収に達すると小作料は全免され、收穫高は小作人に全部歸屬する。更に減収が増大すると小作人の取得分が遞減するのみで、減免制度は小作人に對しては

何の補填の機能も果せない。これでは眞の保險的機能をもつてゐるということは出来ない。

ともあれ、このような物納小作制度に内在する小作料減免制も、わが資本主義經濟の發展と共にその基礎がゆるぎ始めた。すなわち第一次大戰後擡頭した民主的思想は農村においても民權の昂揚となり（これは大戰による農業所得の飛躍的増大が基軸となつて、かかる個人主義的自覺に導いたものである）、高率小作制度の分配關係に小作人の批判が向けら

第3表 小作爭議件數並にその原因別比率の推移

年次	小作爭議件數	風水旱病蟲 害その不作 に	小作料率	小作權又 は小作地上 引上げ
大正11	1,578	30.0	22.0	—
12	1,917	62.5	10.4	—
13	1,532	66.6	9.6	1.6
14	2,206	62.5	11.5	7.8
昭和元	2,751	71.1	6.5	11.4
2	2,052	50.6	9.5	21.1
3	1,866	47.3	6.4	24.7
4	2,434	50.6	4.4	28.9
5	2,478	22.9	4.6	40.4
6	3,419	34.3	2.8	38.2
7	3,414	31.0	2.2	44.5
8	4,000	16.2	2.5	56.9
9	5,928	21.3	1.7	55.4
10	6,824	35.9	1.0	44.5

れ、小作運動の展開となつた。他方地主においては、大戦後の農産物價格の漸落によつて經濟力の低下を來したので、極力小作料を確保せんとし、更に時代を反映して地主側にも契約意識が小作料取得に對する權利の主張となり、特に自然災害を契機として兩者の利害が對立し、小作爭議が各地に頻發した。この小作爭議は大戦後、「消極的より積極的に、個人的より團體的に、一時的より永久的に、地方的より全國的に」展開し始めたのである。^(註13)

第三表の示すように小作爭議の原因が自然災害を契機とするものが極めて多いので、ここにおいて地主側から小作爭議對策として農業保險制度樹立の必要性が主張され始めた。これは小作料減免に伴う地主の危險負擔を國家に轉嫁して行くことを意圖としたものといえる。すなわち大正一二年の第四十六議會に齊藤宇一郎代議士によつて提出された「小作保險法案」が嚆矢となつてゐる。

これは小作農を被保險者として國が保險者となり、保險料は國・地主・被保險者（小作農）が各々分擔することとし、これによつて共通準備財産を造成し災害による小作農の收穫上の損失を補填せんとするものであつた。^(註14)

その後大正一三年第五十議會及び第五十二議會において收穫保險の建議あり、次第に農業保險の樹立の氣運が

増大し、ついで昭和一三年（一九三八年）農業保險法が成立し、翌昭和十四年から實施せられることとなつた。しかしこの保險制度は單なる收穫保險だけでなく、稻作においては小作料取得の被害に對してもその取得者たる地主を被保險者として保險する小作料取得保險でもあつた。いわば收穫保險兼小作料取得保險であつた。すなわち小作料取得保險は債權債務關係による減免たると贈與による減免たるとを問はず、減免全額を保險の對象とするものであつて、物納契約小作料の維持強化にあつた。この關係は戰時中の改正（昭和一八年）により次第に稀薄となり、また戦後の農地改革によつて地主制は崩壊し、この關係は全く消滅したので、現在の制度においては問題とならない。

しかしこのようにわが國農業保險に對する需要を歴史的に考察すると、それはドイツの電害保險のように資本主義の發展と併行して生産者自身の需要として成立したものでなく、寧ろ資本主義經濟の發展による物納小作料の危機を起點とする地主側の保險需要として發生した點にその特質があるといひうる。いわば需要の主體は地主であり、農業經營上の必要から需要され發展した電害保險とは成因を異にしたものであつた。かかる理解の上にたつて、全農民を一體化して組織されている農業保險制度を考察する場合、家族勞作經營を根幹とするわが小農經濟自體に對して保險需要が成立する經濟的條件が存在していたか否かの問題に逢着する。このことはまた現在の保險制度の基本問題でもある。そこで次に小農經濟と保險需要の問題を考察しよう。

註7 ヨーロッパにおける電害はわが國の比でなく極めて激しい。電害の實態については次の文献に詳しい。

L'assurance Grêle dans Quelques Pays et ses Problèmes. Rome, 1911: *Matériau Aider à une Entente Internationale*（農林省農政局農業保險課譯『電害保險の理論及び諸國に於ける運籌狀況』）

Walter Rolubeck: *Die Organization der Hagelversicherung, vornehmlich in Deutschland*. Kap. 1, Berlin, 1909.

註 8

「……降雹について物理的觀察が次第に明白になつて來た。先ず第一に惡天候を緩和し、更にこれを克服するために、降雹の前ふれである無風狀態を破り又充分強い震動を空氣にあたえる事が不可欠であると信じた。このために教會の鐘をつき、この音波によつて空氣を振動せしめうるであらうと信じたからである。然しながら強烈な降雹をとどめるための効果はなく、一八世紀の末期から一九世紀の初期にかけて、周上に避雷針(Hagelstachel)をたてることを企圖した。すたわち或種の電氣現象を推定した。そしてフランクリンが雷雨を避雷針で避けたと同様の方法を以て雹に利用せんと考えたのである。然しこの努力も失敗に終つた。

教會の鐘について人々がなした觀察は、避雷砲(Hagelkanon)の研究となつた。避雷砲の研究は一八世紀の中葉バイエルンでなされた。その後オースタリー、フランス、イタリーでも盛になつた。その效果の不明確なままに Hagelkanonen Industrie に發展した。然し科學的研究の結果はたとえ效果があるとしても、作物を守らんとして實際それを利用することになると、全く非合理的であり、非収益的であり、保險料の調達に必要な全額を遙に超過するのである。」(Rohrbeck, ibid., Kap. 2 雹に對する豫防的防禦手段の項より要約)

註 9

ドイツ電害保險機關は(一九〇六年現在)三四である。

I 株式會社 (Aktiengesellschaft)

五

II 相互組合 (Gegenseitigkeitsgesellschaft)

二八

大相互組合 (Die territorialen Gegenseitigkeitsgesellschaft)

一〇

小相互組合 (Die lokalen Gegenseitigkeitsgesellschaft)

一八

III 公立保險所 (Öffentlich Gegenseitigkeitsanstalt)

一一

(バイエルン保險所 Bayerische Landesanstalt)

三四

註 10

ドイツ電害保險の發展過程については次のものに詳し。

Walter Rohrbeck; Die Organisation der Hagelversicherung. Kap. 2

Alfred Pratzher; Landwirtschaftliche Versicherung.

註 11

東畑精一『日本農業の展開過程』八五—八六頁。

註 12

大槻正男『國家生活と農業』第五章農業保險法批判、一四五頁。

註13 小野武夫『近代日本農村發達史論』六二頁。

註14 農林省農務局『農業保險經過概要説明書』（昭和一三年一月）に小作保險法案は記載されている。二七頁參照。

註15 債權債務關係による減免とは、民法第六百九條「收益ヲ目的トスル土地ノ賃借人ノ不可抗力ニ因リ借貸ヨリ少キ收益ヲ得タルトキハ其收益ノ額ニ至ルマデ借貸ノ減額ヲ請求スルコトヲ得、但シ它地ノ賃貸借ニ付テハ此限ニ在ラス」の規定によるものをさし、贈與による減免とは地主の小作人による温情によるものとせられる減免をさす。

(2) 小農經濟の自然災害に對する抵抗性と保險需要

自然的・經濟的危險はしばしばわが農家經濟を見舞うが、危險が弱小經營に對して倒産現象をひき起しやうい商業に比し、農家經濟がかかる逆境によく耐えてなお存続しうることは、過去の經驗の示すところである。このことは農家經濟の危險に對する抵抗性を示すとともに、農作物保險の需要に少なからぬ影響を及ぼすであらうことは推察に難くない。そこで農家經濟のもつ危險に對する抵抗性をその經濟的構造より分析し、これが保險需要に如何なる形で影響するかについて考察しよう。それにはまず、農家經濟の危險に對する抵抗性のありかを檢出するため、(1)わが國農家經濟の所得構造と危險との關係、及び、(2)自給生産と危險との關係をとりあげる要があると思う。

わが農家經濟は所得經濟と消費經濟の統一體であつて、所得經濟としては、家族勞働力及び所有土地・所有資本の結合たる經營體を自主獨立的に所有し且自ら經營を遂行し最大の農業所得の獲得を目的とし、消費經濟においてはこの農業所得を消費して農家を構成する家族員全體の最大の欲望充足を得ることを目的としている。（ここでは問題を簡單にするため、所得經濟が農業經營のみからなる、いわゆる専業農家を以て代表せしめ、兼業農家は考察の外においた。）すなわち經營體が自己資本のみからなり、勞働用役は賃勞働として他の經濟より購入獲得する資本主義的農企業經濟經營に比

して、わが農家經濟は家族勞働力が經營體の根幹となつており、對蹠的な構造である。いわゆる小農經濟經營といわれるものである。又その經濟活動の目的においても前者は家族員の欲望充足にあり、後者においては企業所得を目的としている。次式はこの點を更に明白にしている。

○小農經濟における所得

農業所得＝農業總收益－農業經營費

＝自家勞働に對する報酬＋自己資本利子(地代を含む)＋企業利潤

但し 農業經營費＝資本財費(流動資本財費＋固定資本財減価償却費)＋雇傭勞働費＋借入資本利子＋租税公課

○資本主義的企業經濟における所得

企業所得＝總收益－企業經濟的經營費

＝自己資本利子＋企業利潤＝資本利潤

但し 企業經濟的經營費＝資本財費＋雇傭勞働費＋借入資本利子＋租税公課

この兩者を比較すればわかるように、資本主義的企業經濟のもとでは勞賃費は事前的に前拂資本の一部として經營費の中に算入されるに反して、小農經濟においては、事後的に自家勞働に對する報酬として所得に計上される。従つてこのことは「資本家的企業經營の場合ではすでにその結果をマイナスに計算せねばならぬような事情のもとにおいても、なお家族經濟ではその特殊な計算方法のおかげで、その經濟計算はプラスの大きさとなることである。これによつて農民經濟のいちじるしき強靱性や抵抗性が闡明にせられる」と、チャノフをしていわしめたのである。^(註17)

いま昭和一四年度『農家經濟調査報告』によつて全府縣平均自作農の農業經營の成果をみるに、次のようになる。すなわちわが國農家經濟においては總収入の大部分が所得となり、しかも所得の八割強が自家勞働に歸屬しているこ

	平均 農 作 自 全 府
農業總收入 (A)	2,098.82
農業經營費 (B)	513.50
農業所得 (C)	1,585.32
家族勞働 力報酬 (C ₁)	1,257.77
自己資本 に對する 報酬 (C ₂)	327.55
$\frac{C}{A} \times 100$	75.6
$\frac{C_1}{C} \times 100$	81.2
$\frac{C_2}{C} \times 100$	18.8

- (註) 1. 本表は昭和14年度『農家經濟調査報告』70頁より引用。尙昭和14年度を例にとつたのはその年が農業保險制度樹立年度に當るからで、それ以外に意味がない。
2. 農業經營費=貨幣支拂額+未拂額+現物支辨額+(繰越購入現物の使用額-購入現物の殘高)+土地改良設備、建物、農具、動物及植物の減價額
3. 家族勞働報酬は農業所得より農業純財産に對する年利率0.04の見積利子を控除に算出したもの。

$$C - C_2 = C_1$$

とが知られる。従つて農家經濟が自然的危險或いは經濟的危險に見舞われるならば農業所得は減少し、勞働報酬の見積は低下するが、事前的に勞賃として要求される資本主義的企業のように、直ちに經營上の損失となつてあらわれない。消費經濟と所得經濟の統一體たる農家經濟においては、たとえ農業所得が減少しても消費欲望を節減して對應するので、ただちに農家經濟の存立を危くするものではない。すなわち小農經濟の場合には、經營費中の現金支出部分を補償したあとと最低の消費欲求を充足しうるだけの所得が得られさえすれば、一應小農經濟は維持されるのであり、これがまた危險に對する抵抗限界ともなつて、この限度は消費欲望節減の限度と一致する。現實の農家經濟はこの點相當の弾力性があるといふことができる。

更にこの抵抗力を強める要因として小農經濟の高度な自給生産があげられる。小農經濟は意識的な市場生産というよりは寧ろ、生産物特に食糧農産物をもつてまず家族の消費欲求を充足するために自家用に供し、殘餘を市場に販賣

するのが支配的形態である。このように食糧自給を第一に行うのは、小農經濟にとつては經濟的合理性がある。すなわち自給生産の場合には、生産者價格において消費しうるのであり、交換經濟を通ずる場合に比して流通費用だけ節減しうるからである。従つて自給生産の場合は、危險のために所得が減少しても、食糧を消費者價格で購入する場合に比べると流通費用の部分だけ現金支出を節減しうる餘地が残されており、抵抗性を増大しうることになる。

また、災害時においては、農民は消費量の節減と、消費の質的低下とによつて自給の水準を引きさげるのである。これによつて節約された部分をもつて現金所得の増大を計り、危險に對應せんとしている。具體的にいうと、米穀が消費食糧の中心をなしている農家が災害により稲作に被害をうけた場合、農家は米穀の自己消費量を出來るかぎり節減して、麦類、諸類を以つてこれに代えて自給食糧の質を引き下げ、交換價値の大きい米穀はなるべく自給の許すかぎり販賣に向ける手段をとる。小農の自給生産が危險に對する抵抗性をもつ理由がそこにあるのである。

また自然的危險は屢々收穫を激減せしめ、その年の作柄が自給部分すら失う場合がある。そのような場合には、しばしば前年度よりの繰越米が自給部分の不足を補填して、自己保險的機能を果している。特に災害激發地の農民は意識的に災害時に對し豫備的手持食糧を保藏する傾向がある。勿論貨幣經濟の滲透とともにそれは極めて低下しつつあるが、なおかつ若干の傾向が見られる。勿論このような手持米は災害のみを考慮したものでなく農家生活の一切の考慮の上にたつたものであるが、かかる事情を食糧自給面で指摘しうるのは前述した自給の經濟性によるものである。

その他、小農經濟は農業經營の中に可能なかぎり危險分散の方式を採用し、危險に對應しようとする。更に小農社會の血縁的・地縁的結合關係が、災害時しばしば相互扶助——例えば災害時米を贈與することが、食糧を翌年度まで無利子で貸與するとか——によつて、小農經濟の自給部門の危機を救済する。然しいずれにもせよ、小農經濟の所得

第4表 被害後翌年度麥收穫期に至る間の食糧需給バランス

農 家 番 號	1	2	3	4	5
生 産 関 係 作 付 反 別	反 7.3	反 8.3	反 7.6	反 4.7	反 3.0
生 産 豫 定 石 數 (1)	14.562	18.580	13.729	10.340	7.500
實 收 石 數 (2)	5.417	9.200	8.481	4.040	3.900
供 出 豫 定 石 數 (3)	7.800	7.780	2.626	2.940	0.261
實 供 出 量 (4)	0.735	0.880	0.715	0.585	0.000
豫 定 保 有 量 (5)	6.762	10.800	8.303	7.400	7.259
実 保 有 量 (6)	4.682	8.320	7.771	3.455	3.639
減收率= $\frac{(1)-(2)}{(1)}$	63.0	50.5	39.0	60.9	53.0
供出率= $\frac{(3)-(4)}{(3)}$	9.0	11.3	27.2	19.8	-
保有率= $\frac{(6)-(5)}{(5)}$	69.0	77.0	94.0	46.6	50.2
災害後麥收穫迄の消費基準量	人	人	人	人	人
1歳~7歳	-	2	-	2	-
8歳~15歳	-	1	2	1	1
16歳以上	5	6	5	4	4
1日の消費基準量	石 0.260	石 0.351	石 0.300	石 0.259	石 0.219
昭和23年10月より24年5月迄の8ヶ月の消費量 ㉑	5.520	8.424	7.200	6.216	5.256
災害後翌年の麥收穫迄の消費可能な自給食糧	石	石	石	石	石
前 年 度 繰 越 米 (7)	1.290	0.800	1.000	0.800	0.400
23年産米實保有量 (8)	4.682	8.320	7.771	3.455	3.740
総手持保有米量 (7)+(8)	5.882	9.120	8.771	4.255	4.140
昭和23年10月より翌年5月迄の消費可能量 (9)	3.624	5.600	5.400	2.616	2.544
$(7)+(8) \times \frac{8}{13}$					
昭和23年産麥保有量の残量 (10)	0.672	2.308	1.440	2.640	0.720
昭和23年産甘藷の保有残量 (11)	0.820	0.571	0.833	0.111	0.875
昭和23年10月より24年5月迄の消費可能量 (9)+(10)+(11)=㉒	5.117	8.359	7.633	5.256	4.139
不足補填食糧					
購入食糧 ㉓	-	-	-	米 1.200	大麥 0.600
借入食糧 ㉔	大麥 0.24	-	-	-	-
不足補填量を加えた総消費可能食糧 ㉕+㉓+㉔=㉕	5.357	-	-	5.669	4.739
需給バランス					
不 足 量 ㉖-㉕	(-) 0.403	-	(+) 0.433	(-) 0.960	(-) 1.117
不足補填量を加えた場合の不足量 ㉖-㉕	(-) 0.163	-	-	(+) 0.453	(-) 0.517
自給率 $\frac{㉕}{㉖} \times 100$	92.6	99.0	106.0	84.5	78.7
〃 $\frac{㉕}{㉖} \times 100$	97.0	99.0	106.0	107.2	90.1
繰越米のない場合の消費可能量 ㉖	石 3.917	石 7.949	石 6.929	石 4.879	石 3.891
繰越米のない場合の需給バランス $\frac{㉕}{㉖} \times 100$	70.9	94.0	96.0	78.0	74.0

(註) 1. 石数は何れも玄米石数換算である。

2. 農家の消費基準量は昭和21年産米以降の年齢別総合保有量で計算したものである。

3. 各農家とも馬鈴薯の手持残量はなかつたので本表には計上していない。

構造並びに自給生産が、危險に對する抵抗性を存在せしめる基本的原因である。以上の事實を例證するものとして第四表をあげることが出来る。

第四表は、靜岡縣志田郡Y村において稻作がアイオン台風（昭和三年九月一七日）通過後水害並びに白穗現象によつて被害をうけた際、五戸の罹災農家について食糧經濟の需給バランスを分析したもので、災害により相當の減收があつても農家が食糧經濟の需給を維持していること、並びにその維持する方法について觀察した事例調査の結果である。當時全面的な食糧統制に基く強制的食糧供出により農家は原則として保有量以外は手持食糧をもちえない事情にあつたので、自由經濟下における農家の姿でないが、寧ろ逆に、かかる特別な條件下においてもちつづけようとする農家の經濟的性向（economic behavior）を適確に知ることが出来るのである。

尙本表は次の如き方法で作られている。

(一) 需給バランスの考察期間は、災害年度の十月より翌年年度の麥の收穫期である五月末までの八カ月間をとつた。すなわち十月を考察期間の起點としたのは罹災農家は九月中は災害の跡始末に忙殺されており、各農家は十月あたりから次第に計畫的食糧消費に入つてゐる。また十月には、大體どの位收穫があるかを檢見によつて知ることができる。そこで總手持食糧は九月末で把握している。また麥の收穫期を考察期間の終點とした理由は、麥の收穫に對し農民は經驗的に安定感をもつており、麥の收穫を終れば食糧窮乏は緩和されるという自信を各農家とももつてゐるので、この期間を食糧需給のバランスの考察期間とした。尙麥作が農家經濟の米作の不作を緩和する大きい要因であることもわかる。

(二) 食糧窮乏期における食糧に對する各農家の自己需要量は、災害年度における農家の家族員を年齢別に分類し、これに昭和二一年以降適用された農家綜合保有量基準を乗じ、各農家の一日の消費量を算出し、これの八カ月間の消費量を算出して各農家の自己需要量とした。

(三) 食糧窮迫期間の自己供給量は次式のようになつてゐる。

$$\begin{aligned} & \left(\begin{array}{c} \text{食糧窮迫期間の} \\ \text{食糧供給可能量} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{窮迫期間におけ} \\ \text{る米消費可能量} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{昭和23年度} \\ \text{家の手持量} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{昭和23年度馬} \\ \text{飼養手持量} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{昭和23年度} \\ \text{牛飼養手持量} \end{array} \right) \\ & \left(\begin{array}{c} \text{窮迫期間におけ} \\ \text{る米消費可能量} \end{array} \right) = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{前年度繰越米} + \text{被青年度} \\ \text{の米消費可能量} \end{array} \right) \times 8}{\left(\begin{array}{c} \text{手持米} \\ \text{高保有米量} \end{array} \right) + 13} \quad \left(\begin{array}{c} \text{玄米換算} \end{array} \right) \end{aligned}$$

この場合米の消費は他の食糧と異り、次年度米が收穫されるまで平均に消費する必要がある、農家もこの點については計畫的で、被青年度の十月より翌年度米收穫期十月末まで十三カ月に平均的に消費するものとして計算した。その他の食糧は食糧窮迫期間中に全部消費しているので、これを玄米換算して把握している。尙本表は農家よりの聴取により加工作成したものである。

本表により食糧需給事情を見ると次のことが看取出来る。

(一) 各調査農家は稲作の減収率に比して、その食糧需給率は相當高率を示しており、逆に供出率は激減している。このことは現金収入の減少を來しても、まず食糧自給につとめることを示している。

(二) 更に各調査農家の需給バランスは概ね均衡しているが、その大部分は自給生産によつてゐる。勿論不足食糧を購入或いは現物で借入した農家が三戸あるが、自給部分に比すれば僅少なものである。

(三) 食糧自給の内容を見ると、各調査農家は食糧供出下においても多少の前年度繰越米を保持し、災害に對する自己保險的機能を維持している。

(四) 食糧窮迫期間には米以外の手持食糧を全部消費しており、米の不足分に代替せしめ、食糧の質的低下によつて需給バランスを維持せんとしている。

(五) 尙現金部分の収入減は此の地帯の農業經營の多角的方式と當時の農村インフレーションの影響のため中和せられ、明白

な結果は得られなかつたが、自然災害に對する小農經濟の前述の抵抗のメカニズムを實證している。

このように小農經濟の非資本主義的所得構造並びに自給生産は、資本主義的農企業經濟においては考えることの出来ない危險に對する抵抗性をもっているが、このことは農作物保險に對する資本主義的農企業經濟と小農經濟との保險需要を異質的ならしめる。すなわち資本利潤を目的とする資本主義的農企業經濟の場合は企業經營の安定が第一前提であつて、保險需要も所謂營利の保全を目的として成立する。換言すれば、個々の農企業家の抱え難い危險を確定的な數字で現わしめ企業計算制度にこれを利用せしめることが出来るので、經濟合理主義・營利主義を基調とする資本主義的農企業經濟においては、資本の再生産體系を危險から守り利潤の確保を目的として保險需要は切實且つ緊急なものとなる。この事實は保險の歴史が企業保險より發達したことを見ても明らかである。又企業保險の保險料に對する需要の弾力性の比較的小なることによつても明白である。

他方小農經濟は、前述のように企業と家計、統一體で、最大の農業所得を確保し、これを以て家族員全體の最大の欲望充足を計ることを目的としてゐる。……て小農經濟に對する農作物保險は自然災害による農業生産の被害額を補填し、小農經濟の農業所得の確保を^(註18)理^(註18)としてゐるもので、これはまた家計の安定を目的とした保險といふのである。いわば所得を生むことを目的とする家族労働の再生産體系を、危險から守らんとする家計保險といふのである。^(註18)勿論現實の農作物保險は被害額を全額補填するものではなく、完全な補填機能はもっていないが、尙且つ労働の再生産體系を危險から守らんと^(註19)している。このことは營利の保全を目的とする企業保險と基本的に相違する點であり、兩者の保險需要を異質なものにする。即ち小農經濟においては自然變動の影響を中和し、農業所得の安定化を計らんとするのはたゞざる希望であり、片足を商品經濟に入れている小農經濟では當然個人主義的動機に基く保險欲望

が存在していることは否定できない。乃ち前述の保險需要成立の第二條件は存在している。しかしこれは單なる欲望であり、これを有效需要ならしめる條件は、資本主義的農企業經濟の場合に比すれば遙に少い。すなわち前述の小農經濟の所得構造及び自給生産は消極的であるが相當大なる自己保險的機能（註16）を小農に附與しており、そのために、保險需要は資本主義的農企業の場合ほど緊迫性・切實性をもちえない。同時にこの抵抗性は逆に完全競争下における農産物價格形成に際して大きな脆弱點として作用し、農業所得を低下せしめ、本來的に派生需要（derived demand）たる保險需要の派生性を益々強め、保險需要の欲求を低めている。いわば危險に對する抵抗性とこれにより齎（註20）られる低所得との相互規定作用によつて、保險需要の欲求を生じ難からしめている。

なお家計保險の代表たる生命保險の場合と農作物保險を比較すると、生命保險の場合は家計の保全以上に積極的な所得の獲得を部分的に包含している。いわば貯蓄行為であり、又投資行為であるとも考えられる。しかるに農作物保險はかかる意味がなく、保險料は所謂掛け捨てであり損害保險的性格があり、小農經濟にとつても寧ろ前者の方が需要が大である。わが國農作物保險に對しても農民の世論は、損害がなくして保險給付を受けぬ場合には無事戻（註20）と稱して保險料を償還する制度の一層完全な確立を要求しているのをもて、この事實を推察できるのである。

以上の諸點より考察するに、小農經濟の農作物保險に對する未來的效用は小農經濟における現在效用の優越性の故に、危險度の比較的高いもの以外には極めて小であり、保險購買力の存在しうる餘地は少いといわざるを得ない。いわば保險需要成立の第三條件の存在の基盤が少いといふ。

註16 大槻正男著『農業經營の基本問題』。特に經營體の概念は第九章第四節參照。

註17 チャノフ著、杉野・磯部邦譯『小農經濟の原理』八二頁。

註18

佐渡宜平著、前掲書、第八章 (2) 企業保險と家計保險 (一五三頁) 參照。

註19

昭和一四年農業保險制定當時の保險金額は現金支出部分のみ補填を目的としていたが昭和一八年改正せられ、保險金額は現金支出のほか自家勞働報酬の相當部分を補填すべく立案せられ、昭和一八年度には、米の反當生産費を構成する自家勞銀の四二・一六%を補填するようになった。農業災害補償法においても反當生産費の半額を補填することを目的としており、しかも米價と共に保險金額もスライドするようになってゐる。このことは現金支出の外に自家勞銀の一部を補填せんとした表現に外ならない。

註20

わが國の農作物保險制度 (農業災害補償法) における無事戻とは、組合員が引續き三年間自己の責に歸すべき事由によらず、保險金の支拂をうけないとき (支拂をうけた保險金の額が同期間中に拂い込んだ保險料の割に満たない場合) は、この組合はその組合員に對して同期間中に拂い込んだ保險料の割に相當する金額を限度として拂戻すことをいう。従つて無事戻は存在しても極めてその意義は小なるものといふことができる。

(3) 自然災害の發生態様と保險需要

保險は危險の存在を前提として成立し、又その危險の依據する多數の法則が作用し、保險集團の構成員相互間で危險が平等に分擔されるものでなければならず、又その危險發生は不可抗性・偶然性を條件としている。現在のわが農作物保險は保險對象として水稻・陸稻・麥類に限定し、その保險事故となる危險は「風水害・旱害・冷害その他氣象上の原因 (地震及び噴火を含む) による災害・病蟲害及鳥獸害」 (農業災害補償法第八四條) となつており、一切の自然的危險を包含して全國農民を構成員として保險集團が形成されて、危險が時間的に平等に各構成員に分擔されることを前提としている。果して自然的危險は全面的にかかる性質を有するものであらうか。そこで自然災害發生の構造を概觀し、發生態様を明白にし、これが保險需要に如何なる影響を及ぼすかについて考察しよう。いわば前述の保險需要成立の條件第一、第四に對する吟味であり、同時にこれが第三の成立條件に及ぼす影響の考察である。

第5表 昭和22年度農作物別被害額

農作物	被害額	作物別被害額の百分比	
		千円	%
○水 稻	4,827,722		69.87
○陸 稻	58,682		0.85
○麥 類	189,185		2.74
甘 藷	269,550		3.90
馬 鈴 薯	188,693		2.73
雜 穀	219,075		3.17
蔬 菜	721,342		10.44
果 樹	207,404		3.00
○ 桑	17,417		0.25
○ 繭	52,247		0.76
そ の 他	258,037		3.29
合 計	6,909,354		100.00

(註)『農林統計月報』(昭和23年6月)
より作成。○印は保険対象物。

自然災害の發生態様

第五表は昭和二二年度農作物別被害額を示したものである。從來、被害統計の正確なものは統計機構の不備と損害評價の困難性により除外しているで、本表の信頼度も極めて少いというであらうが、尙災害の多い作物の判定をうる資料とはなるであらう。

本表によれば保険対象作物のうち夏作の水稻の被害が圧倒的に多く、これに反して冬作の麥は極めて被害が少い。

勿論昭和二二年産麥は特に被害が少く、政府の農業再保険特別會計においても麥は黒字となつた年で、この數字も例

年より小であつたと考えられるが、何れにしても水稻の被害とは比較にならぬ。しかも稲作はわが小農經濟の中心をなすもので、その經濟的價値は他の作物に比して遙に高く、農業災害といえは水稻の被害が代表されるのも當然である。これはわが國農業を規定するモンスーンの自然の影響によるものである。特に夏季のモンスーン氣象は極めて無軌道で、しばしば降水量において、溫熱において激しい變動を示し、洪水となり、旱魃となり、凶冷となつて稲作に激甚な被害を與える。かかる異常氣象と關連してイモチ病その他の病蟲害を發生する。例えば昭和二三年産水稻災害の種類別被害状況を見ると第六表のようになる。

本表を見ても明白なように水をめぐる災害——水害・旱害——が總被害の八割をしめ、就中水害が壓倒的に多い。

尙冷害が小規模に發生しているが、所謂凶作とよばれる場合の本格的冷害が發生すると、北海道・東北の稲作は激減

第6表 昭和23年産水稻の種類別被害状況

		被害面積	支払共済額	同上面積比率	同上金額比率
		町	千円	%	%
水	害	251,549	1,238,894	64.0	67.0
旱	害	55,419	244,081	14.1	13.2
病	害	39,305	129,437	10.0	7.0
風	害	7,861	49,926	2.0	2.7
冷	害	16,115	86,908	4.1	4.7
そ	の他	22,797	99,850	5.8	5.4
計		393,046	1,849,096	100.0	100.0

(註) 『農家災害補償事業成績表』による。農林省
農政局刊

し、冷害の比率は増大する。昭和九年には東北地方の減収石数は三九五萬石となり、平年の三九%減となつてゐる。勿論このほか病蟲害・雹害・霜害はあるが、全體への影響は少い。特に病蟲害は水害・冷害に伴うものが多く被害も競合して發生する。そこで水害・旱害・冷害は稲作災害の中心であり、又農作物災害の代表と考えることが出来る。

今これら三種の災害の發生態様を見ると、何れも時間的には不確定(uncertain)であるが、確率的にはとらえられる。空間的には確定性がみられる。換言すれば自然的立地條件の有利性や、防災施設の完備により自然が安定している無災害地域と、自然的立地條件が不良で防災施設も不備な災害危険性地域が區分出来る。この災害危険性地域は各種の不安定度をもっており、このうち最も不安定なものを常習災害地、或いは災害激發地とよばれている。数字が古いので實情と差異があるが、農業保險準備調査のため大正七年より昭和四年までの事實に基き調査した結果によれば次のようになつてゐる。

(1) 水害の處あるもの

三四八千町歩

内 排水不良のため降雨の停滯によるもの

河川湖沼の用排水路の氾濫逆流によるもの

一一三〇

(2) 旱害の處あるもの

五五四

(3)	内	平時用水量の不足するもの	一二三
		旱天時鹽分の集積によりて鹽害の虞あるもの	四三〇
(3)	計	旱天時鹽分の集積によりて鹽害の虞あるもの	一・八
		潮害の虞あるもの	二〇
			九二二

(但し災害の重複面積を除くと)

八八九)

これによれば水田災害(水害・旱害)の危険をもつ反別は道府縣を通じて八八九千町歩で同年水稻作付反別の二九%に達している。このことは洪水・旱天は災害の地域が確定された範囲内で發生する可能性を示している。そこで更にこの危険性について具體的に考察しよう。

水害の場合は、氣象的條件から見るとわが國全土は台風・低氣壓・不連續線等の影響下にあり豪雨に見舞われるが、^(第21)これが洪水現象となり水害となるのは地形に左右され危険性地も限定される。すなわちわが國の急峻な地形のために河川も山間部では極めて急流で、洪水時には土石流によつて谷底や谷の兩側が浸蝕され、谷底平野の耕地はしばしば流失されることがある(浸蝕型水害)。又河川が谷間より平野に出る處は、山間部よりの土石を堆積し扇狀地をなして河床が高くなつており河床勾配も急變しているので、洪水時にはこの地域の堤防は最も決潰しやすく、耕地は埋没の危険性が多い(堆積埋没型水害)。又わが國の太平洋沿岸の河川の河口は夏の季節風で閉鎖され、夏の洪水時短時間内に河水を流出し得ず、河川の沿岸の低位部および下流海口附近は氾濫し滯水して作物が冠水する(滯水型水害)。筆者の實地踏査の経験に徴しても河川の上流から下流まで大體危険性地は決定している傾向があるといひうる。勿論河川改修の如

何により危險性地は左右されるので一概に斷定はゆるされぬが、尙且つかかる傾向は看取される。^(註22) なお水害の中には昭和二三年カスリン台風による洪水のため利根川の栗橋附近の大堤防が決潰した場合のように、社會的抵抗を超えて水害が発生する場合もある。これは極めて偶然的・天災的といえるが、毎年の水害の中でこのような型の占める比率は比較的少ないのではないかと想像するが、この點については未だ定量的分析は行われていない。

旱魃の場合は水害よりも明白に危險性の範圍は確定され、その危險度も村により、部落により、更に各等の耕地により明確である。一般に扇狀地域或いは洪積臺地に多く、わが國では瀬戸内海沿岸にその代表的地域を見る。^(註23)

冷害はヤマセと稱する寒冷な偏東風が夏季の間北海道・東北の太平洋岸に吹きつけるため、低溫寡照による稲作の減收をいうのであるが、冷害發生は周期性ありともいわれ、その被害狀況は地域性が明白である。すなわち偏東風を受ける太平洋岸の諸縣特に青森の東半分、岩手・宮城の諸縣の被害は日本海側より高く、太平洋岸でも緯度が高く海岸に近いほど被害は高く、又山間部では直接偏東風をうける標高が高くなるにつれて被害が多い。従つて太平洋岸でも直接偏東風をうけない平野部の被害は極めて低い。又東日本の諸縣でも奥羽山脈の山部部ほど被害が高く、平野部の被害は微々たるものである。^(註24)

このように、水害・旱害・冷害はその危險性地在豫測され、又その危險度も立地的に豫測しうるのである。いわば災害發生態様が豫測された形において把握されるのである。

しかし災害は社會經濟現象であるかぎり、社會經濟的・技術的條件の函數としてとらえられる。そこで災害をかける形で存在せしめている社會經濟的原因を更に考察する必要がある。蓋し水害・旱害克服のための治水・水利事業は個々の零細な小農經濟の負擔にたえるところでなく、公共土木事業の對象として、或いは公共資本の援助のもとに進

第7表 河 川 状 況

河 川 法 分	施 行 河 川		準 用 河 川	北 海 道		
	本 川	支 派 流		國費河川	道費河川	町 村 費 川
河 川 數	90	375	4,622	26	191	1,800
事 業 分	直轄 中河川	直轄 中河川	中小河川			特殊河川
竣工河川	8	-	149	-	4	3
竣工河川	7	-	-	-	-	-
竣工河川	3	-	-	-	-	-
竣工河川	3	-	-	-	-	-
竣工河川	9	-	-	-	-	-
竣工河川	59	7	190	10	11	10
竣工河川	9	-	-	19	-	-
竣工河川	4	-	-	-	-	-
竣工河川	3	-	-	-	-	-
未着手河川	14	385	4,283	6	176	1,787

(註) 經濟安定本部建設交通局「建設事業資料」(1949年)より。

展したのである。わが國では近代的技術の上にたつた治水事業・水利事業の展開を見たのは産業資本確立以後の問題である。特に積極的に治水事業が實施せられたのは明治四四年第一回臨時治水調査會が設立され、この計畫に従つて河川改修が大々的に進められてからのことである。公共資本も投資効率の大なる所に投下されるのが原則であり、わが國の治水事業も大河川を中心に進められており、現在では直轄河川が一通り改修されているが、中小河川は未だ全く裸の状態といつてよい。第七表はこれを示している。

現在のわが國民經濟の状況から見ても、中小河川安定化のため積極的投資が可能になる日は遙に遠く、當分裸の状態がつづくと考えざるを得ない。従つて洪水が起ると中小河川の沿岸の危険性は直ちに水害となり、小農民を危機に追い込む。いわばかかる地帯の農民は公共資本によつて生産の基盤が安定されておらず、危険の中に存在しつゝ不安定な生産をつづけているのであり、又つづけざるを得ない社會經濟條件下におかれている。

又農業生産の場の生産的改良・安定化、いわば農業生産の場の内包的改善を目的とする農業土木事業は、公共資本の援助のもとに地主資本によつて行われてきた。このため相當面積が改善されたが、尙多くの不安定地が残されている。又土地改良事業も零細土地所有の制約のために地價が極めて高く、資本主義的農企業の場合のような近代技術を利用した大規模且つ徹底的工事とはなりえないで、極めて小規模且つ漸進的であるから直に自然變動を中和しうるものではない。同時に農村の過剰労働の存在は土木事業の内容を人力による土木事業たらしめ、土木工事の技術的水準を低め土地改良事業の機能を低下せしめる場合が多い。われわれはこの事實を特に旱魃危険性地の代表たる溜池灌漑地帯に如實に見出しうるのである。かくて旱魃地帯においては旱魃を中和しえない脆弱な水利施設の存在のために、歴史的・社會的所産たる舊慣に基く水利秩序が用水の配分利用を規定し、旱魃の危険度を自然的條件と共に社會的に確定している。

勿論危険性地の農民は品種の選択に、經營方式の選定に、耕種技術の適用によつて自然變動に對應するが、かかる技術的抵抗力は未だ狭い範圍のものである。冷害に對しては最近保溫折衷苗代の普及により、又品種の改善により著しく抵抗性を強めたとはいへ、完全なものではない。しかもこれ等の危険性地でも安定地と同様に零細經營が行われ危険を經營規模の擴大によつて中和する餘地はない。

このように災害の地域性が明瞭に存在しているのは、自然變動を克服する技術も裝備も伴うことなしに耕境がこのような不安定地まで前進したことに因るのであり、このこと自體は資本主義の解決しえぬ過剰人口の壓力の作用と考えられる。又零細經營の制約と完全競争下にある農産物價格とは、不安定地を小農經濟の負擔で安定化せしめうる地代を與え得ない。要するに、このような社會經濟的條件の上に災害の地域性は存在しているのであるから、社會經濟

的條件・生産技術的條件の變動とともに危險性地自體も動くものである。従つて雹害・霜害の如き自然災害とはこの點が大きい相違である。わが國の自然災害の主要部分がこのような發生態様をもつているので、保險集團の構成員相互間に危險を平等に分擔せしめることを目的とする保險において、これを實現するのは保險技術的に極めて困難な問題となつてゐる。水をめぐる災害・冷害では無災害地であつても風害・霜害・病害等の危險をもつてゐるので、完全な無災害地はないわけであるが、主要災害が地域性をもつことは平等な危險分擔が行われ難く、保險需要に大きい影響をもたらすのである。

保險料の等級化と保險需要

主要災害の發生態様が地域性をもつてゐることに對して、保險技術は保險料を危險度に應じて決定する方法、つまり保險料等級化の原則を適用する。わが國の農作物保險においては、災害統計により都道府縣を單位として各年別被害率を算定し、一定の統計處理によつて各府縣別に保險料率が算定されてゐる。この各都道府縣別の保險料率はその縣下市町村の災害危險度の高低により、一二階級の差等をつけて各市町村別の保險料を決定してゐる、換言すると、都道府縣別に危險集團が構成せられ、この危險集團について一二階級の保險料率の等級化がなされてゐるといふ。従つて農民は市町村單位で一率に決定した保險料を支拂つてゐるといえる。(註25)

然るに、災害の發生態様は既に述べたように自然的立地條件の上に具體化されるもので、行政單位別に危險地域が設定され又危險度の差異があるものではない。従つて行政單位毎に決定された保險料率は危險の實態と矛盾することになる。更に具體的にいうと、平均的に災害危險度の高い府縣でも地域によつては極めて安定した地帯も多く、保險料率に一二階級の差異があるとはいへ、危險に相當する以上の保險料を支拂つてゐる場合がある。又同一の町村内部においても、極めて安定した地區と不安定な地區とがあり、市町村別に一率に決定される料率は、市町村内部におい

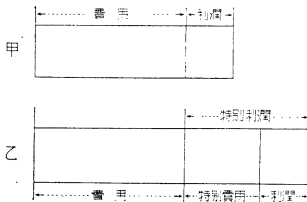
て公正の原則を貫徹しない。このように農作物保險は保險料等級化の原則を貫徹しようと企圖されているが、災害發生の態様がこれを阻止する因子となつてゐる。そこで災害の危險性の少い所か、或いは無災害地ともいふ所にあつては、危險以上の保險料を支拂うので保險料率の合理化を要求する。ただ現在の農作物保險制度は強制加入（嚴密な意味では若干性質を異にするが、實質は強制加入制^(註26)）であるので、表面上は保險需要の減少とならないが、危險以上の保險料の負擔部分はそれだけ農業所得を減少せしめる。これは又危險性地の料率の一部分を而らざる地域で負擔しているといふことがいえる。そこでこの立場にある農民は何とかしてこの危險以上の保險料負擔部分を回収しようとする。形式的には保險者評價とはいへ實體は被保險者評價である損害評價が、しばしば過大評價に陥る誘因もここに胚胎^(註27)している。

他方、災害危險度の高い地帯の農民の立場から見た場合、保險料等級化については問題がある。佐波教授は企業における危險と利潤の關係について次のようにのべられている。

「『危險のより大きいにかかわらず、ある企業に資本投下が可能であるのは、それが他の企業にくらべて利潤が特別に大きいからである。企業乙は企業甲より危險がより大きいが實はそれだけ利潤が特別大きいのである。』吾々はしばしばこのような表現をきくが、いうところの特別利潤のうち特別費用ともいふべきものが含まれているのを見落してはならぬ。特別危險を有する企業乙はそれをもたない企業甲がうらやむような大きい利益をあげる一方、企業甲が經驗したことのないような大損失を被ることがある。よつて、これを平均化するならば結局、甲と乙の間にはとり立てていふほどの利潤等の差を生じない、しかし單獨の個別經濟乙としては、こうした平均化を十分行い得ない。……そこで乙は保險に加入し同様の事情にある他の多數の企業との連關によつて單獨の個別經濟では到底たえられない危險の平均化を果すことになる。そうすると、無保險の場合に一見して特別利潤と考えられていたものは、その全部が利潤でなく費用（保險料に相當する）をそのうちにふくむことが判明する。」（次図参照）^(註28)

このような關係にあるので企業經濟主體自身も危險の大小に相當した保險料率を要求し利潤を確保せんとするものである。従つて、企業經濟にあつては資本利潤確保のため保險料等級化は資本自體の要求となる。このことは小農經濟においても、經營面のみより考えれば保險料等級化は否定すべき理由はない。然るに災害頻發地帯の小農經濟においては、等級化の理論は一應容認しつつも、これを否定し保險料負擔の軽減を主張する。この事實は故なしとしない。すなわち二つの理由が存在している。

一つの理由としては所得の問題である。すなわち災害頻發地においては單位面積當りの收量の變動が大きく、その平均生産高も安定地に比して低下するものである。いま交通的地位を考慮の外におき、同一の經營體と經營方式をもつ小農經濟を安定地と不安定地とについて比較すると、不安定地における小農經濟の獲得する農業所得は安定地のそれに比して低下せざるを得ない。この事實は現實にも妥當する。即ち不安定地における經營規模は安定地と大差なく、經營規模の擴大によつて農業所得の不安定を補う餘地は極めて少い。これはわが國農村における過剰人口の壓力が不安定地における經營規模の擴大を許さないからである。他方、小農經濟においては農業所得は家計の消費に向けられるものであるから、消費單位を同一とすれば、所得水準の差異は家族の欲望充足度に大きい差異を生ぜしめる。特に所得水準の低下に比例して現金所得が低下するので、低所得における現金支出のもつ限界效用はより高き所得のものに比して大である。一方、保險料の現金支出のうちに占める割合は不安定地程大きく、更に保險料等級化がこれを擴大するので、不安定地における小農經濟にあつては、未來的效用獲得のた



めの保險料支出は極めて苦しい負擔となる。従つてなるべくこれを輕減し、輕減された分を現在效用の充足に充當せんとする。

他の一つの理由は自然災害、特に水をめぐる災害（水害・旱害）の安定化は零細な小農の投資の限界外にあり、その不安定性は社會的・歴史的所産であつて、個人の責任をこえる面が多いのである。いわば危險の差等を個々人の責任に轉化しがたい性格がある。危險性地の小農民も亦これを自覺し、保險料等級化に對して反撥する。

このように保險料等級化は安定地に對しては保險技術的な困難を伴い、不安定地に對しては小農經濟の負擔力の問題から、等級化が純粹な形で貫徹し難いのである。現實にはこれに對し國庫が相當の保險料負擔をなしこの解決を計らんとしているが、尙問題は殘されている。^(註29)このように保險料等級化の貫徹が困難な事實は、小農經濟の危險に對して弾力性を有すること共に、保險需要成立の諸條件の存在を阻止する要因となつてゐる。

四　　む　　す　　び

以上われわれは、保險需要成立の諸條件をわが農作物保險の場合について考察したのであるが、小農經濟の非資本主義的所得構造並びに自然災害の發生態様の特殊性のゆゑに、これらの諸條件はそのまま成立し難い點があることを知つた。いわば、保險欲望は存在しているがこれを保險需要たらしめ得ないのである。このことはまた、わが農作物保險がドイツ電害保險のように營利保險として成立し難いということである。他方わが國の自然災害は、戦前戦後を問わず農業生産を變動せしめる不安定要素であり、特に戦後の事情は自然災害の累増傾向が見られるのである。自然災害より農民を守ることは社會政策的意味においても經濟政策的意味においても、農政の課題であつたが、特に戦後

の農地改革によつて創設された獨立農民を自然災害より護ることは、政策遂行當事者の使命であつた。従つて農業保險法が地主的性格を拂拭し、農民のための制度として農業災害補償法として新生したのも、まさに歴史的必然であつた。しかしながら、前述の諸點は制度のもつ矛盾として戦前のままもちこされて解決を迫られている。自然災害の性格が既に述べたように農民の背負いきれぬものであり、歴史的・社會的所産と考えられる點が強いことと共に、小農經濟の特質を併せ考へるならば、保險の基盤が個人より社會により多く求められ、小農社會との調和が計られねばならないであらう。今や農作物保險はかかる觀點より根本的に反省される秋にたつてゐるのである。

註21 地方別原因別洪水回数 は下表のようである。

註22 安藝岐一著『水害』③日本の河川の特性を参照せよ。

註23 早魃の地域性は次の文獻に詳しい。

農業氣象災害調査報告第七號『氣象から見た農作物災害の地域區分』
(農林省農政局農業保險課刊)

拙稿「早魃の構造」(本誌第五卷第四號)及び「早魃地帯の經濟的研究」(同第六卷第二號)。

註24 冷害の地域性は次の文獻がこれを實證する。この二文獻は、冷害による東北、北海道の町村別被害狀況が詳述されている。

『中央氣象臺秘密氣象報告』第二卷(昭和十八年九月)、『農産彙報』第四四號(昭和二十一年十月)。

註25 保險料決定方法については、拙著『農業災害と補償法』第三章第二節第二項、一八二—二〇二頁を参照されたい。

小農經濟における保險需要の分析

原因別洪水回数

	颱風	低氣壓	不連續線	雷雨	計
北海道	6	9	1	0	16
北海	6	7	1	0	14
東北	8	6	3	0	17
奥羽	6	6	4	0	16
北陸	5	7	2	0	14
中部	14	6	5	1	26
關東	9	5	2	0	16
近畿	11	6	4	1	22
中瀬	14	6	2	0	22
四國	7	2	1	0	10
九州	17	5	4	0	26
九	17	5	2	0	24
九	24	4	4	1	32

(註) 原因回数は昭和6年より昭和21年の資料によるもの。

小農經濟における保險需要の分析

註26

農業災害補償法第一六條の規定により、農業共済組合が成立すると、その區域内に住所を有し、水稻、麥の耕作をなし、又養蠶の業務を営む者はすべてこの農業共済組合の組合員となるのであつて、當然加入という意味があり、強制加入とは異なるのである。

註27

農業災害補償法では、損害評價は市町村の農業共済組合の損害評價委員約二五名をもつて行われるが、評價委員は組合の總會において推薦するものの中から理事の過半数の同意を得て組合長が選任するのである。従つて損害評價委員の行う評價は形式的には保險者評價であるが、實質は被保險者評價である。

註28

佐波宜平著、前掲書、第一〇二頁。

註29

現行補償法における共済掛金率を見ると、被害の高い府縣ほど國の負擔割合が大であるが同時に農家の負擔も増大する。下表はこの關係を示す一例であるが、被害の高い府縣は國庫の負擔が農家負擔の増大以上に大きい比率を示している。このように國が相當に掛金負擔の調整をおこなっているが、掛金をめぐる合理化問題は解決されていない。

一四六

	共 済 掛 金 率 (%)			割 合 (%)	
	農 家	國 庫	計	農家	國庫
北海道	5.2025	13.3365	18.539	28.1	71.9
北 海	3.9985	4.8655	8.866	45.1	54.9
岩 手	1.463	0.147	1.610	90.9	9.1
富 山	2.032	0.716	2.748	73.9	26.1
長 野					